

第4回 規制見直し基準WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

1. 日時：平成17年6月14日（火）10:00～10:45
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：通知・通達等法令以外の規定に基づく規制
 - ・ガス工作物技術基準の解釈例
 - ・輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン
4. 出席：
 - 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、
山本教授
 - 経済産業省
原子力安全・保安院 ガス安全課長 大村 哲臣
(以下「大村ガス安全課長」という)
原子力安全・保安院 ガス安全課 課長補佐 武田 尚志
(以下「武田ガス安全課課長補佐」という)
貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課長 赤津 光一郎
(以下「赤津安全保障貿易管理課長」という)

○鈴木主査 おはようございます。それでは、第4回の規制見直し基準ワーキンググループを行いたいと思います。最初に経済産業省からガス工作物技術基準の解釈例、それから輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて、10時45分までを予定しておりますので、最初に10分程度で御説明いただいて質疑ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大村ガス安全課長 原子力安全・保安院のガス安全課長の大村でございます。

まず、ガス工作物技術基準解釈例の方から御説明いたします。お手元の資料に沿って説明いたします。まずこの解釈例の6.の「目的及び概要」のところでございますが、これはガス事業法の関係で策定をいたしているものでございます。ガス事業法におきましてはガス事業者に対しましてガスの工作物、これは省令で定める技術基準に適合するように維持をするということを義務づけております。

この具体的な技術基準というものは、ガス工作物の技術上の基準を定める省令というもので定めておるわけでございます。それで、この技術基準につきましては自主保安の推進、それから技術的知見の進歩への迅速な対応とか、JIS規格・国際規格等の活用を促進するといったいろいろな観点がございます。平成12年に改定の見直しを行いました。

それで、平成12年以前は非常に細かなスペック、詳細の仕様を規定していたということでございます。それで、この12年に大幅に改正をしまして、ガス工作物に求められる安全確保のための必要な性能を示す性能規定、これに全面的に改正をいたしました。したがっ

て、ガス事業者はこの技術基準に適合する詳細なスペックを自己の責任で選択するということができるようなシステムに全部変えました。

したがって、本解釈例と言いますのは、ガス事業者が技術基準に適合すると考えられる、これはいろいろなスペックがたくさんあるわけですが、そういう複数の技術的仕様の中から実際に採用する仕様を選択する際の一つの目安であるということで、性能を満たす一例を示しているというものでございます。

7. のこの内容を法令の形式で制定していない理由ということで、今御説明をしたとおりでございますが、平成 12 年以前はこういった省令、それからその細目を定める告示というものがございまして、これでかなり細かなことを全部決めていたということであります。それで、これでは非常に自由の選択の幅が狭くなりますし、新たな技術にもなかなか追従していかないというようなこともございます。それで全面的に変えたということで、今の体系の方が望ましいと考えているわけでございます。

8. の法的な効果でございますが、今、申し上げましたように技術基準の適合の一例を示しているということでございまして法的な強制力はございません。したがって、一例ですのでこれに実は外れるとか、合致をしないというものが仮にあったとしても、これが十分技術的な根拠があり、安全性に問題がないということをごちの方で確認すれば、それは全く問題ないということで処理をされます。

そうしますと、9. の従わなかったことによる不利益があるかということですが、上記理由によりましてございせんということでございます。

では、3. の方に戻りまして「形式及び宛先」ということで、これは解釈例につきましては基本的には出版をしております。それから、随時変更それから追加ということが発生いたしますので、そういった点につきましては当省のホームページにおきまして公表をしているということで、すべての人がリアルタイムで利用可能というような状況になっているわけでございます。

簡単でございますが、以上です。

○赤津安全保障貿易管理課長 では、続きましてもう一つの輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインについて御説明申し上げます。

ちょっと制度が複雑なので背景から申し上げますと、我が国では安全保障の観点からの輸出管理というものをかねてから行っておりまして、これは外国為替及び外国貿易法に基づきます 48 条、それから役務に関しましてはその 25 条に基づいて、一定のスペックを満たす貨物の輸出あるいは技術の提供、こういったものについては許可を取ってくださいという仕組みになっているわけでございます。

ところが、1990 年の湾岸戦争のときに、戦争が終わった後、I A E A ですとかがイラクに査察に入りましたところ、どうもその許可を要すべき一定の基準以下のいろいろな貨物が実際にイラクの大量破壊兵器計画に使われていたということが判明いたしました。

したがって、国際的に足並みを合わせてその一定の基準に満たない貨物であっても

大量破壊兵器の開発等に使われるような懸念が強い場合には、きちんと国の許可を取るような制度を導入しようではないかということが国際的な機運として高まりました。通常これはキャッチオール規制と呼ばれておりますが、我が国も３年前の４月、２００２年の４月からこれを導入いたしております。ほぼ欧米の先進諸国はおしなべてこれと同様な制度を導入いたしております。

実際にはどういった場合に許可を取らなければいけないかということが調査票の５．に書いてございますけれども、いわゆる「おそれ省令」あるいは「おそれ告示」と言われるようなものに定められておまして、その中の一つとして例えば実際に輸出する場合の最終需要者がそういう大量破壊兵器の開発等に携わっているというような情報を、その取引の過程で何らかの形で入手した場合が一つの例として挙げられております。

世の中にはそういった懸念企業と言われているものがたくさんございまして、そういう懸念企業に輸出するときにはやはり許可が必要だということになっているわけですが、そうは申しまして実際にその貨物の中身ですとか、あるいは実際にその取引の形態から言って、これは明らかに大量破壊兵器には使われないだろうというような場合があります。こういった場合にまで一々許可を求めますと、これは過剰な規制になってしまいますので、そういう大量破壊兵器に用いられないときが「明らかなとき」、これについては許可を要しないという仕組みになっております。

実は、この制度を導入いたしましたときに、産業界からどういった場合がその「明らかなとき」に該当するのなかなかわかりにくい、何らかの形で基準を示してもらえないだろうかという要望が大変強うございました。それを受けまして、私どもの方でこの「明らかなとき」を判断するためのガイドラインというものを策定いたしました。現在ではこれは１７項目ございまして、既に御案内のとおりでございますけれども、例えば取引に当たって必要な情報をこちらに知らせてこないとか、あるいは場合によっては通常の取引と比べて非常に優遇されたオファーを出してくるとか、いかにも怪しげなケースというものを列挙しておまして、こういったものに該当したときには明らかとは言えませんので注意してくださいというようなことをお示ししているというものでございます。

それで、趣旨は今、申し上げたとおりでございますけれども、仮にこういったガイドラインが全くなかった場合を想定いたしますと、それぞれの輸出者が恣意的に明らかだと判断をしたと言って税関で無理に通関をしようとしたりとか、そういったいろいろな摩擦の元になろうかと思えますし、他方でこれを法令で規定いたしますと取引の対応というのは千差万別でございますので、すべてのことを法令で規定するというのはおよそ無理でございます。仮に法令で網羅的にやろうとしても、すべてのケースを網羅し切れない以上はどうしてもそれに漏れてしまうケースがございますので、例えば最低限の基準を法令で示したような場合、これだけ満たせばこれでＯＫなんだという誤解を逆に輸出者の方に与えてしまいかねないということもあります。

そうなりますと、やはりこれは日本の安全保障の観点からの輸出管理に対して重大な抜

け道をつくってしまうことになりかねませんし、日本の国際的な責務という観点から言っても大きな問題が出てくるかと思っております。

そういう性格のものでございますので、８．に書いてございますように、法的効果という意味では実際の強制力はございません。ただ、実際に私どもの方で企業の方が御相談にいらっしゃるようなケースがいろいろとございますので、そういったときにこういったガイドラインをお示しして、何かこれに該当するようなことがありますかというようなことをお尋ねすることはございます。あるいは、税関の方から実際の通関に当たって輸出者の方にガイドラインできちんとチェックをしていますかというようなことをお問合せすることはございますが、必ずしもこのガイドラインをそのままお使いいただく必要は全くございません。より詳細なものでも結構でありますし、あるいはこのガイドラインは使わなかったけれども、全くそれは大量破壊兵器の開発等に使われないことが明らかであるということがきちんと御説明いただけるのであれば、こういったものをあえてお使いいただく必要もございません。

したがって、９．に書いてございますように、これに従わないからと言って特に不利益を被るといったようなことは法令上ないという仕組みになっております。以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございます。それではどうぞ、どちらのことからでも結構です。

○大橋専門委員 とりあえずガスの方を教えてくださいたいのですが、12年にこれまで省令だとか告示で定めていた解釈というものを解釈例というもので定めることにされたわけですが、その際に例えば解釈例というのは百何条ありましたか。膨大なものですが、そういう中でやや重要なものといえますか、重大なものといえますか、別な言葉で言えば国民の権利、義務を直接的に規制するような部分については省令に持っていく。そうでないものについては、現在のような解釈例というものに持っていくというような振るい分けといえますか、そういうことの検討はされなかったのでしょうか。

つまり、もう少し一般的な御質問で言えば、省令で技術的仕様を規定するより、こういう解釈例というものによって技術基準を満足する仕様を例示する方が、よりよいという理由は何なのでしょうかとこのことを御質問させていただきます。

○大村ガス安全課長 直接のお答えになるかどうかはあれですが、まず一部まだ細目といえますか、告示に残している部分というものがあります。そのときの整理としましては、要するに技術的に判断の余地がないものか、それともこれは進歩によりいろいろ新たな技術が出てくるので、そういう意味の仕分けはしております。

したがって、例えばガス工作物には危険な物がありますので、その離隔距離、どの程度離れる必要があるのか。どのくらい離れるかという話は、では何メートルにしましょうという自由度がないものですから、そういうものはきっちりこれ以上にするということで告示という形で残しているものもありますし、それ以外の非常にフレキシブルに技術的

な進歩を取り入れて、新たな技術であれば別にどこかに決められていなくてもいいというものについては自由度を認めるということの仕分けをしたということが当時、考え方としてはございました。

○安念専門委員 観念的にはそういう整理になっているのかもしれませんが、例えば今、離隔距離に御言及になったわけですが、このガイドラインの3条を見ますと離隔距離について規定していますけれども、結局のところは数値でこうだというふうに決め打ちしている決め方なのではないですか。ほかのところもそうですが、例えば導管や曲がりはどういうものを使えと。JISのこの規格のものを使えということになっておりまして、性能を定義するというよりは、要するにこうしなさい。この規格のこの品物、この品番のこの物を使え、あるいは距離はこうしろと言っているのですが、これはまさにスペックを書き並べたことにはなりません。

○大村ガス安全課長 具体的に世の中に出回っているスペックというのは一定の基準があって、JISなどでも非常に幅広くされていると思います。ですから、この範囲であれば我々としても既に確認をしておりますという一例なわけです。

ただ、現実にはそれに全然合致をしないものも実際のところ世の中にはつくられております。例えば、最近の話ですとガスのタンク、ガスホルダーと申しますけれども、これは通常は金属でつくられるわけですが、ここ数年金属でないようなガスホルダーというものも結構つくられてきておりまして、それができましたときにそれが安全基準とか安全確保に大丈夫なのかということはこちらでいろいろと検討したわけでございます。それで、そういったものは今の解釈例にも当然ないものですから、そういう形で十分認められてつくられているものもある。

そういうものが幾つか出てきますと、これはやはり一般的に解釈例の方に取り込んでいった方が世の中の利便にはいいであろうということで、今その解釈例としてどう書くべきかということをいろいろ検討しながら準備をしているといった状況です。

ですから、あそこに書いてあるからと言って、ではそれに皆さんががちがちに縛られてそれしかできていないのかということと実態はそうでもない。それ以外にいろいろ出てきているものもあるということでございます。

○安念専門委員 今のガスホルダーのことは私もガス屋さんから伺ったことがあるのですが、このガイドラインの中ではどこにどう規定されているのですか。これは知識として教えていただけますか。当然のことながら、どれだけの圧に耐えられるかというのがまずは決定的な要素ですね。何条にどういう形で決められておりますか。

○大村ガス安全課長 解釈例の中のということでございますか。

○安念専門委員 はい。それは告示や何かで決められているのですか。何条にございますか。

○武田ガス安全課課長補佐 樹脂製のホルダーについての規定ですか。現在、樹脂製というか、材料についての規定はございません。

- 安念専門委員 では、それはまさに今、検討しておられると。
- 大村ガス安全課長 そうです。ですから、今の解釈例にはこれはないわけです。
- 安念専門委員 では、今の解釈例ではどこにどういう条文があるのか教えていただけませんか。

89 条がそうなのですか。今のこのガイドラインではガスホルダーはもう少し従前型のスペックというか、つまり材質はこうであって、形状はこうであって、肉厚はこうであってと、例えば私は素人考えで言っているだけですが、そういうような決め方に今はなっているわけですか。

○大村ガス安全課長 考え方は、こういう仕様でということで金属のものを想定したようないろいろな例を示しているということになっています。

○安念専門委員 条文の構造は、いずれも複数あり得べき選択肢を列挙するというふうになっておりますか。

○大村ガス安全課長 それは恐らく物によると思います。材料とか、そういうものは世の中には非常にたくさんスペックがあると思いますので、いろいろなものを引用しております。

ただ、それがそういうたぐいのものでないものは恐らく一つの例としてこういう性能、こういう機能が必要ですよということはかなり細かく、その一例しか書いていない例も中にはあると思います。それはいろいろ混在していると思います。

○安念専門委員 わかりました。

○原主査 経済産業省のこういった規格関連のつくり方というのは、ずっと長年見ていて、基本的に性能と、それから構造と、その構造の中には寸法みたいなものも入って、両方含めたような形でつくられるということで、過去 30 年くらい前からずっとそのような感じがしていたのですが、海外を見るとそういう規定ではなくて性能基準が中心になる。

それで、その性能を満たせばどういう選択肢というのでしょうか、複数の選択を取ってもいい。その性能がありさえすればいいというのが、海外の規格づくりを見ているとそういう感じがしていて、日本は少し特殊なような感じがしていたのですが、この解釈例というものの見方なのですが、原子力安全・保安院でやっていらっしゃるのがこういうものになったのか。今、経済産業省全体として感じとしては規格のところは性能基準にして、あとは細かな寸法とか、そういうようなものはこういう解釈例に持っていこうというような形に整理をなさっているような状況にあるのでしょうか。全体的なところでいかがですか。

○大村ガス安全課長 全体を申し述べる立場にはございませんけれども、ただ、私の認識としましては、この当時、性能規定化というものをどんどん進めていこうということがあったと考えております。

それで、保安院の中でもほかの法律でもいろいろな規制、基準関係はございますけれども、基本的にはやはり同じような形態の性能規定です。ただ、性能規定だけだとどんなものを具体的に使うのかというところがなかなかはっきりしない。これはどちらかと言うと

事業者の方も迷ったり困ったりするケースです。ですから、こういう一つの例という形で
お示しをするという形が一般的に保安の分野ではとられていると考えています。

○鈴木主査 おっしゃるのは、性能を示して、その性能を満たすのには例えばこういうふうなスペックにしたら、それは満たしますねというイグザンプルとして出すという意味ですか。

○大村ガス安全課長 省令の中では具体的な数値であるとか細かな規定ではなくて、最終的に求める、例えばこういう圧力に耐えることであるとか、こういう状況でもって、要するに通常の使用で安全であることとか、最終的な目的がありますので、それを省令の中で規定をしている。ですから、省令を見ると割と漠としたようなものがかなり多いということになります。

それを具体的に、ではこういう仕様のものであれば、詳細な仕様のものであればこの目的には合致するでしょうという例として、こういう解釈例を決めているという構造になっております。

○安念専門委員 このガイドライン本体には、これは一例であるという断り書きはどこに書かれているのですか。

○大村ガス安全課長 前文の方に明確に書いてございます。

○安念専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○山本教授 2つほど今の点についてお伺いしたいのですが、1つは解釈例の中にJIS規格や、あるいはアメリカのASME規格や、いろいろな規格が引用されていますね。他方で、しかし解釈例の中に具体的な数値を示してある部分もかなりございますが、この間の関係がどうなっているのかを確認のためにお伺いしたいと思います。

つまり、解釈例の中で独自に定められている部分は、性格上JIS規格等では定められないものだから定めているということなのか。それとも、JIS規格等で定めることは論理的には可能であるけれども、しかし、何らかの理由で解釈例の中に定めているということなのか。その辺りの規格と解釈例との関係をお伺いしたいということです。

それから、もう一つは解釈例を定める手続きについてお伺いしたいと思います。つまり、規格に関しては工業標準化法、あるいは内部的なルールが定められていて、その手続きにのっとってかなりオープンな形で定められると思うのですが、この解釈例はどういう手続きで定められるのか。その手続きのルールは何らかの形で存在するのか、お伺いしたいと思います。

○武田ガス安全課課長補佐 数値規格との関係ですけれども、現在JIS規格等に定められておりますので、基本的にはそこで規定されたものを引用するといった方法をとっております。ただ、その規格にないものについては、それを補足する形で解釈例の中で追加して補足的な書き方を採用しております。そのJIS規格にはかなり汎用的な試験方法や、そういった規定をしておりますので、それだけでは必ずしも十分でないものについて解釈例の中で数値を追加しているというところであります。

○山本教授 規格等では、性格上それは無理だということですか。

○武田ガス安全課課長補佐 ささまざまな法令、さまざまな企業の方がさまざまな目的で使用されますので、その中にガスに特化した規定を盛り込むというのはなかなか性格上、難しいと考えております。

○大村ガス安全課長 その手続き面につきましては、基本的には当課の方でいろいろなことを調査いたしましてその解釈例に盛り込むべきものを選定し、改正をしていくということです。

ただ、基本的にはやはり世の中でいろいろなスペックなり、ガス業界の中でもいろいろな使われるものがベースになりますので、そういったことを当課で調査するというのがベースでございます。

ただ、先ほどのガスホルダーみたいなケースもそうですけれども、かなり大きな体系で別途、専門的な検討を経ないとなかなか取り組めないというケースも中にはありますので、そういったものに関しましてはこちらの方で専門家の意見を伺いながら、どういう文書をここに書いていくかということを検討するということは当然でございます。

○大橋専門委員 改めてあれなのだけれども、この解釈例というのはどんな意味があるのかということをお伺いしたいと思います。

こういう範囲だったら幾つかの例を出して、この範囲の中から取れということは言っていないわけですね。これだったら安全ですよということで、一種の行政が事業者に対する親切心で、こういうものがありますから採用されればいいですよというような親切心から言っているだけなのか。それとも、その解釈例に規定されている仕様を取った事業者に対する検査、安全検査などにおいては、例えばこの解釈例に載っていない仕様を取った事業者と比べて、検査においての手厚さだとか、処理の日数だとかというものがかるのか、かからないのか。この解釈例というのはどういう意味があるのでしょうか。

○大村ガス安全課長 まず解釈例の存在そのものですけれども、仮にこれがなかったと考えた場合は、今の性能規定という世界だけを考えますと、恐らくこういったものであればその性能を満たすのかというのは一々確認をしていくとか、そういう作業が必要になる。これは事業者の方にとってもこちらの行政側にとっても非常に大きな労力といいますか、大変な時間と労力がかかるということになると思います。

○大橋専門委員 そうすると、やはり解釈例に載っている仕様を取っている事業者については、言葉で言うならば検査などがやや簡単に行われるという意味があると取っていいですか。

○大村ガス安全課長 お互いの利便というか、お互いのメリットというのは当然あると考えます。

ただ、御質問の、ではそれ以外のものについてはどうかということになりますと、こちらの方もいろいろな技術的な根拠であるとか、それを確認する必要性というものが当然生じますので、それはこの解釈例の中のものに比べますとそういう手間が少しかかるという

ことは当然あるかと思います。

○安念専門委員 これはガス工作物についてのガイドラインでございますが、電気工作物についてもこれとエクイバレントなガイドラインのようなものは存在しておりますか。

○大村ガス安全課長 解釈例という言葉ではないかもしれませんが、同じような趣旨でつくられていると思います。

○安念専門委員 やはりそれは省令ではないが、省令の具体的な解釈の例を示したものであるというような位置付けになっている性質のものでございますか。

○大村ガス安全課長 電力の方の詳細は存じ上げないのであれですけれども、保安院の中のいろいろな法令は恐らくほとんど同じような体系になっていると思います。

○安念専門委員 もちろんこれは例を示されているわけだから、こうでなければならないということではないという御趣旨はよくわかりましたが、これは非常に観念論だけれども、例を示すだけなので省令にはかけないのだという理屈は別にないですね。

つまり、こうしなければならぬ。一義的にこうであって、ゼロイチの世界だけ書くのが省令であり、一例を書くのはしかし省令という法形式がそもそもできないのだという、そんなドグマは格別ありませんね。

○大村ガス安全課長 それは法令上のいろいろな書き方の問題というのはあるかもしれませんが。

○安念専門委員 あり得る話ですか。

○大村ガス安全課長 私も法律のことはよくわからなくて申し訳ありませんが。

○鈴木主査 その技術的根拠が解釈例にはのっとっていない。しかし、技術的根拠はありだというふうに主張した。その議論をしたところ、どうも経済産業省の方ではやはり相手の論理、理屈がないと考えた場合、その後はどういう手順になっていくのですか。

○大村ガス安全課長 例えば技術基準への適合を求めていますので、それは適合するように工作物を変更するなり、いろいろなことを要請するという形になろうかと思います。

○鈴木主査 改善命令みたいなものを出すわけですね。

○大村ガス安全課長 そういうことになります。

○安念専門委員 次に移ってもよろしゅうございますか。「明らかなとき」ガイドラインですが、これは事の重大性から言って、正規の法令、告示か、あるいは省令で、ばしっと決めるというのにいかにもふさわしい感じがするのですが、いかがでしょうか。先ほどの技術的なガイドラインならば、これは技術進歩だからいつも業界や専門家とのやり取りで常に見直していなければいけない話だけれども、これはそうテクニカルな問題ではなくて、こういうところに注意なさいよということをおっしゃっているのだから、ガイドラインといったようなややインフォーマルな形式にはなじまないような感じがするのですが、その点についての御見解はいかがですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 いろいろなやり方というのはあるのかもしれませんが、1つには安全保障の貿易管理というのは透明性を高める一方で、やはりいろいろな取

引に対応していく必要がございます。懸念企業等による調達活動は大変巧妙になってきており、あるところを締めると必ず締めていないところを抜け道として使う人が出てくるわけです。したがって、ある程度の法的拘束力を持った、かつ非常にリジッドな省令というものでこれを規定いたしますと、非常に詳細にわたってあらゆる考えられるケースを相当いろいろリストアップせざるを得ない形になろうかと思います。つまり、それが果たして規制緩和という観点から考えたときに適当なものなのかどうか疑問かと思います。

一例を申し上げますと、机をある人に輸出しようとする人がいたとします。たまたまこのエンドユーザー、最終需要者はいわゆる懸念企業であったとします。しかし、机は大量破壊兵器の開発に使うものでないことはおよそ明らかでございますので、そういったケースまで、では机といすは大量破壊兵器に使われないことは明らかですというようなことを省令で規定するのかと言えば、それはむしろなじまないと私どもは思います。それはある程度のこういったときには経済産業省としては明らかだと思います、あるいは明らかではございませんという一定の形を例示のような形でお示しすることによって、むしろ輸出者の方が自主的に御判断をいただくという形をとるのが、恐らく効果的な輸出管理と透明性のある輸出管理、かつ柔軟性というものの一番いい折り合いのついているところなのではないかという気がいたしております。

何が何でも省令で書けというのであれば、それは決して書けないことではございませんけれども、1,000 条、2,000 条に及ぶような省令をつくって、かつそれでも恐らく十分ではないわけです。そこに書いたところを必ず、ではスチールのデスクはいいと言った瞬間に、では炭素繊維でつくったデスクはどうなるのでしょうかという意見は必ず出てくるわけでございます。そういったものをすべて法的拘束力のある形で書くということについては、やはりその柔軟性を維持していくという観点から少々問題があるかという気がいたしております。

ちなみに、欧米ではどういう例をやっているかということでございますけれども、私も詳細にすべてを知っているわけではございませんが、例えばアメリカでもキャッチオール規制と似たような日本と同様の規制をやっておりますけれども、例えば Know Your Customer Guidance、あなたのお客さんを知りなさいというガイダンスですとか、あるいは Red Flag Guideline と言って、こういったときにはこのお客さんに赤い旗が立っています。したがって注意しなさいというガイドラインを示すというような形で、恐らく日本の「明らか」ガイドラインと似たような仕組みを取っておりまして、各国ともそういう透明性を高める一方で柔軟かつ効果的な運用をしなければいけないという、似たような要求に迫られてそういった手法を取っているのではないかと推察いたしております。

○鈴木主査 それはそうですが、省令についてもあらゆるケースを想定するというのはそもそも不可能なことである。だから、その時点において最も明白な事柄を書いて、そして新しいものが出てきたとしたらそれを追加する。そして、古くなったものは削除するということをしていけば、何も 1,000 条、2,000 条というので積み重ねをしなくてもよいので

はないか。

それから、そういうガイドライン的なものをつくっても、それはやはり 1,000 条、2,000 条になるでしょう。もし今おっしゃったような話をすると。だから、合わせてそんなになるのだったら、なぜ省令にするのが……。

○赤津安全保障貿易管理課長 御質問にお答えする一つの観点として、法的拘束力を持たせるのか、持たせないのかという観点があるのだと思います。これは省令になれば法的拘束力は当然出てまいります。法的拘束力を持たせる以上は相当詳細に記述しないと、それに従わなければ違反になる、あるいは従ってもらわなければ困るという世界でございますので、相当詳細に記述をする必要が出てこようかと思います。

他方、このガイドラインは、法的拘束力はありません。私どもとして一定の考え方を示しているものでございます。したがって、そういったものについては法的拘束力がない以上は、大枠を示しておいて 1,000 条、2,000 条になる必要はないと思っています。

例えば、ガイドラインの 1 に「輸入者、事業者、またはこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること」というものがございます。では、明確な説明というのは何なのだという事についてこのガイドラインでは触れておりません。それは取引の態様によってさまざまでございます。相手から口頭で説明があった場合、あるいは詳細な最終需要証明が書面でなされているような場合といろいろあるかと思いますけれども、法令で法的拘束力を持たせようとするとして、ではこの明確な説明というのは何なのだ。最終需要証明を必ず取りなさい。でも、どういう貨物については取らなければいけないとか、非常に詳細な規定を設けなければ、恐らく法的拘束力を持たせることはできないと思いますので、あくまでも私どもとしてはこういう形で大枠をお示しして、あとは取引の態様に応じて御判断をいただくというのが一番適当なのではないかと思います。

むしろこれがわかりにくいということであれば、それはそれで考える必要がございますけれども、私どもではこのキャッチオール制度の運用に当たりまして事前相談制度というものを別途設けております。輸出者の方が何か取引について疑問がある場合、あるいはこういったガイドラインの解釈についていろいろと御質問がある場合には電話でも、あるいは私どものオフィスに直接おいでいただいて、実際の審査官と意見交換をしながらやるという仕組みもございますので、恐らく政省令で相当詳細な規定を置くよりも、現在このようなガイドラインという形でやった方が、実際にこれを活用されている輸出者の方についてもむしろ利便性が高いのではないかと考えております。

○大橋専門委員 赤津課長の説明は大変よくわかるのだけれども、法的拘束力がないということを断定しているけれども、本当にそうなのかという疑問を私は持っております。

例えば、このガイドラインに基づいてその懸念企業に対する輸出許可申請を拒否したというとき、拒否された人が裁判に訴えられたときに、当然その裁判においてはこのガイドラインを含め、全体の制度がその審理の対象になるのだらうと思うのです。そして、その裁判の結果を左右するのは恐らくはこのガイドラインという一つの基準ですね。広い意味

での基準、これが裁判の結果を左右することになる。その意味において、法的拘束力というのは全くないと言えるのかどうか、非常に私は疑問なのですが、その辺についてはいかがお考えですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 私は、それについても法的拘束力はないと思います。

というのは、1つにはこのガイドラインというのは、つまりこれが明らかな場合には輸出許可が要りませんというガイドラインでございます。したがって、これに該当したとしても輸出許可申請をただするというだけでありまして、輸出許可申請をしたときにはこういった観点ももちろんありますけれども、更に詳細ないろいろな書類をいただいたりとか、そういったことを根拠に判断をいたしますので、実際はこのガイドラインに該当しているかどうかではなくて、許可申請をいただいて、そのときに提出されたいろいろな証拠書類ですとか、取引関係の書類ですとか、いろいろな情報ですとか、そういったものをベースに判断をいたしますので、私どもの判断としましてはこのガイドラインに基づいて輸出許可の可否を判断しているということではなくて、むしろその先にあるものをベースに判断をしていると思っておりますので、これはあくまでも輸出許可が要るか要らないかを輸出者の方が自主的に判定するための一つのサゼスションだと私どもは思っております。

○鈴木主査 それでは、たまたまその先にある基準というのがそのものではなくて、ガイドラインに沿っていないということを経済産業省の方で何らかの情報によってキャッチして、その申請が出されている、それはガイドラインに対して沿っているとも沿っていないとも当人は言っていないけれども、しかし明らかに沿っていないというような場合、このときには許可はどうするのですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 その場合には、もう一つインフォームという許可を必要とする通知という制度がございます。これは、行政行為として経済産業大臣名で輸出者に対して、この輸出については許可が必要です、許可を取得することが必要ですということを通知を申し上げて許可取得を義務付けるという制度がございます。

ただし、その場合には一々明らかなときかどうかというよりも、むしろ私どもとして外国政府とのいろいろな情報交換ですとか、あるいは国内の関係機関との情報交換で、どうもここには怪しげな取引が行われているらしいということがわかったような場合にそういった制度を使いまして許可取得を義務づけるという仕組みがございます。

○大橋専門委員 今おっしゃった話に関連して、このガイドライン以外に許可をするかどうかのいわば一種の審査基準的なものは別途あるということですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 内部での運用基準というものです。事柄の性質上、これは対外的に公表できるものではありませんけれども、例えばこういったものについてはこういったところを基準に審査をしていこうということは、そういうベースに基づいて運用はしております。

ただし、先ほど申し上げましたようにすべての案件というのは千差万別でございますので、結果としてはケース・バイ・ケースで判断をしていくというのが最終的な結論になり

ます。

○原主査 こうした仕組みというのは海外のどこの国も共通だと思うのですが、先ほどアメリカの例は紹介されたのですけれども、しょっちゅうその情報交換もおやりになっ
ていらっしゃるということですが、ほかの国でもやはりこういうような仕組みでおやりになっ
ていらっしゃるのですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 厳密に申し上げますと、日本のこのキャッチオール規制と諸
外国のキャッチオール規制には若干の違いがございます。

といいますのは、諸外国では普通これはノウ規制と呼ばれております。ノウというのは
「知る」という意味の「know」でございますけれども、自分の輸出する貨物が大量破壊兵
器等の開発に使われることを知っている、あるいは知り得べき場合、こういった場合には
許可が必要ですよというような仕組みになっております。

ところが、3年前に日本でこの規制を導入いたしましたときに、以前から似たような制
度があったものですから法制局ともいろいろ御相談をしたのですけれども、日本の法令上、
知っている場合に許可を必要とするというのは余りにも抽象的で、口の悪い人に言わせれ
ば泥棒に警察に来いというようなものだというようなことを言う方もいらっしゃるまして、
それは少し問題ではないか。もう少し透明性のあるやり方はないのでしょうかということ
がございます。

その中で、私どもは客観基準という形でやっております。これは、例えば取引をする
ときにいろいろ入手をした文書の中で大量破壊兵器の開発に使いますよということが書いて
ある場合、これを用途要件と呼んでおります。それからもう一つが、先ほど申し上げた最
終需要者に何かそういう大量破壊関連の懸念がある場合でございます、これを需要者要
件と呼んでおります。

それで、恐らく前者の用途要件の場合は、私はこれを使って核兵器等をつくりますと相
手が言っているわけでありますので、使われないことが明らかというケースはおよそござ
いませんでこれは「明らかガイドライン」の適用は必要がございません。

それで、後者の需要者要件に合致する場合について、ではその需要者についてすべての
取引に許可が必要かと言ったら、それはそうでないでしょう。机やマイクロホンだとか、
そういったものについてまで許可を取る必要もないでしょうし、あるいは実際にその輸出
者がその需要者のところに出かけて行って機械を備え付けるとか、そういったようなケー
スもいろいろございますので、そういったときにまで一々許可を要するのは過剰な規制に
なるということで、そういうことが明らかな場合はいいです。

では、その次に明らかな場合というのは何なのかということで、その一つの考え方として
こういう「明らかガイドライン」を示しているということです。したがって、アメリカで
も似たような制度があると申し上げましたけれども、完全にそこは同じではございません。
ただ、何らかの形で輸出者が判断をするための一つの基準といいますか、サゼスションを
示しているという意味で、似たようなことをやっているということで申し上げたわけでござ

ざいます。

○安念専門委員 全く素人なので教えていただきたいのですけれども、一般に輸出者はエンドユーザーがだれかわかるものなのですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 通常わかる場合もありますし、わからない場合もございます。わからない場合であれば、これはおよそ大量破壊兵器に使われる懸念があるとは言えませんので、そういう場合はキャッチオール規制上ほぼ問題はございません。

ただし、世の中には幾つか懸念のある国というのはございます。例えば北朝鮮がその典型でありますけれども、北朝鮮はいわゆる共産圏国家であり、かつ非常に中央集権的な国家でありますので、すべての企業が政府につながっていると思っていて間違いはないわけですが、例えば北朝鮮に物を輸出します。それがたまたまひょっとしたらこれは大量破壊兵器に使われる性格のものかもしれないというような貨物です。ただし、エンドユーザーがわかりません。そういった場合には、私どもの方でむしろそういった怪しい取引があれば、先ほど申し上げたように通知をして許可を義務付けるというようなプラクティスは通常行っております。

○山本教授 先ほど事前相談の制度についてお話があったのですが、これは閣議決定のあったノンアクションレター制度を導入したものなのですか。それとは別のものですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 違います。これは全く行政サービスと行っているものでございますので、いわゆるノンアクションレター制度とは少し異なっております。かつ、文書で実際に相談をされる方もいらっしゃいますし、かつ口頭だけで御相談にいられて口頭でお答えしているというケースもございますので、一種の行政サービスとして行っているというものでございます。

○山本教授 そうすると、結果は公表されていないということですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 個々の結果については公表されておられません。

○山本教授 それは、性格上できないということですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 個々の取引の概要が全部明らかになってしまいますので、むしろ私ども公務の上で知り得た秘密を漏らすことになりますので、それについてはできないと思っております。

○山本教授 ただ、個別にそういうことがわかるような形態ではなくて、多少情報を加工して出すことはやはり不可能ということですか。

○赤津安全保障貿易管理課長 例えば、過去に先ほど申し上げたように、大量破壊兵器懸念があるとして通知をしたケースというものが幾つかございます。実際にそういう通知をしたような対象の貨物といいますのは違う形で公表をいたしております。

といいますのは、私どもの方で全く違う仕組みになりますけれども、キャッチオール制度の観点から特に懸念のある貨物の例のリストというものを公表いたしております。現在これは 40 品目リストアップされておりますが、その中には過去にそういうことで通知をしたようなものが相当含まれておりますので、御指摘のように少し加工した形でそれなり

にいろいろ得られてきた情報は産業界の方に御提供しているつもりではあります。

○鈴木主査 ほかに御質問ございますか。

○原主査 質問ではないのですが、今日の話し合いだと原子力と、それから核兵器という非常に特殊で非常に高度な秘密保持とか、安全確保とかが必要な部分なので、経済産業省全体としてはこういった通知とか、通達とか、ガイドラインとかというものはどれくらいあるというか、どういう感じになっているのかわかりますか。

○赤津安全保障貿易管理課長 私どもがお答えする立場にございませんので、もし是非ということであれば官房の方に御要望を伝えまして何らかの形でお答えをさせていただくように手配したいと思います。こういうガイドライン的なものがどれくらいあるかという御質問でございますか。

○原主査 はい。政省令ではなくですね。

○鈴木主査 それはまた全体に私どもの方からも質問をさせていただきます。

では、今日はどうもお忙しいところをありがとうございました。